

放送大学生涯学習支援委員会規程

平成30年12月12日

放送大学規程第1号

改正 平成31年4月26日、令和2年7月8日、

令和2年12月9日、令和4年2月24日、

令和4年10月19日、令和5年3月15日

(設置)

第1条 教授会に、放送大学教授会規程(平成22年放送大学規程第2号)第8条に基づき、放送大学生涯学習支援委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。ただし、教務委員会の審議事項を除く。

- 一 放送大学学則(平成22年放送大学規則第1号)第30条第4項に定める公開講座(放送大学教職支援講座実施委員会で審議するものを除く。第四号において同じ。)に係る教育課程の基本に関すること。
- 二 授業科目(社会教育主事講習運営委員会の審議事項を除く。)の編成の基本に関すること。
- 三 放送大学キャリアアップ支援認証制度に関すること。
- 四 前各号に掲げるもの以外の公開講座・公開講演会に関すること
- 五 その他第一号に係る教育課程、教育内容及び方法に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長が指名する教授又は准教授 3名
- 二 各コースの教授又は准教授 各1名
- 三 学長が指名する学習センター所長 2名

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、年度の途中において委嘱された委員の任期は、当該年度の末日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、学長が指名する委員をもって充てる。

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(分科会)

第9条 委員会は、その定めるところにより、分科会を置くことができる。

- 2 分科会に分科会長を置き、学長が指名する分科会の委員をもって充てる。
- 3 学長は、分科会に担当副学長を置くことができる。
- 4 分科会長は、議事に関して、分科会の職務の円滑な遂行のために、事前に委員長及び担当副学長と協議を行うものとし、また、担当副学長は、分科会長の職務の遂行を支援するものとする。
- 5 担当副学長は、委員会に出席し、意見を述べることができる。

(ワーキンググループ)

第10条 委員会に特定の事項を調査、審議させるため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループに関し必要な事項は、委員会が定める。

(事務)

第11条 委員会の事務は、情報部情報推進課、総合戦略企画室その他関係部課室の協力の下、放送部放送管理課において処理する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月26日)

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則 (令和2年7月8日)

この規程は、令和2年7月8日から施行する。

附 則 (令和2年12月9日)

1 この規程は、令和2年12月9日から施行する。

2 第2条本文の規定にかかわらず、同条各号に掲げる事項のうち、インターネットで配信する公開講座に関することについては、当面の間、インターネット配信公開講座委員会で審議するものとする。

附 則 (令和4年2月24日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年10月19日)

この規程は、令和4年10月19日から施行する。

附 則 (令和5年3月15日)

この規程は、令和5年3月15日から施行する。